

知的障がい者 福祉の手引き



長井市福祉あんしん課

目 次

1. 知的障がい者の相談機関	1
2. 療育手帳の交付	2
3. 医療制度	3
4. 年金・手当	3
5. 日常生活用具	4
6. 障害福祉サービス	5
7. 障害児通所支援	9
8. その他の在宅福祉	11
9. 交通・移動	12
10. スポーツ・レクリエーション	14
11. 公共料金割引・税の減免	15
12. 保育・教育	16
13. 就労	18
14. その他の制度	19
15. その他のサービス	20
16. 手をつなぐ育成会、その他の団体	21
17. 指定障害福祉サービス事業所及び 指定障害児通所サービス事業所	22

この手引きは、知的障がい者福祉の制度や施策等についての概要です。
記載内容は、令和3年9月現在のものです。その後の制度の改正等により内容が変更
される場合があります。また、市町村によっても各サービスの内容や手続きに違いが
あることがあります。詳しい内容や制度利用の可否につきましては、長井市福祉あん
しん課及びその他の機関にご相談ください。

1. 知的障がい者の相談機関

<p>長井市福祉あんしん課 長井市栄町1番1号 ☎ 82-8011</p>	<p>知的障がい者の方々からの相談に応じ、障がい者の方々の自立更生に向け行政の立場から支援します。 ご相談の際は、お気軽にご連絡またはお出でください。 担当は生活支援係（14番窓口）です。 相談内容によっては、子育て推進課になる場合があります。</p>
<p>長井市子育て推進課 長井市栄町1番1号 ☎ 82-8014</p>	
<p>山形県中央児童相談所 山形市十日町1丁目6-6 ☎ 023-627-1195</p>	<p>18歳未満の児童に関する様々な問題や相談に応じます。児童やその家庭について必要な調査や、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、援助・指導を行います。 また、必要に応じて児童を一時保護します。</p>
<p>山形県知的障がい者更生相談所 山形市十日町1丁目6-6 ☎ 023-627-1364</p>	<p>知的障がい者に関して家庭やその他からの相談を受けています。18歳以上の知的障がい者の医学的、心理的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じて援助指導を行う機関です。</p>
<p>民生委員・児童委員</p>	<p>皆さんの身近な所で相談に応じ、必要な援助や指導を行います。 地区担当民生委員・児童委員は、福祉あんしん課にお尋ねください。</p>
<p>知的障害者相談員</p>	<p>知的障がい者福祉の増進を図るために、知的障がい者またはその保護者の方々の相談に応じて、必要な援助を行います。体験を通じた助言や援助を行います。氏名等については、福祉あんしん課にお尋ねください。</p>
<p>置賜保健所 米沢市金池7丁目1番50号 ☎ 0238-22-3000</p>	<p>地域における公衆衛生の向上、増進を目的とした機関です。</p>
<p>長井市公共職業安定所 長井市幸町15番5号 ☎ 84-8609</p>	<p>障がい者職業相談員が、知的障害者の方々に、職業紹介及び就職後の定着指導等を行います。</p>
<p>置賜障害者就業・生活支援センター サポートセンターおきたま 長井市台町4番24号 ☎ 88-5357</p>	<p>知的障がい者からの就業や、在宅生活での悩み等の相談に応じて必要な援助指導を行います。</p>
<p>長井税務署 長井市四ツ谷一丁目7番15号 ☎ 84-1810</p>	<p>所得税、相続税等の障害者控除の相談窓口です。</p>
<p>置賜総合支庁西置賜税務課 長井市高野町二丁目3番1号 ☎ 88-8210</p>	<p>自動車税、自動車取得税減免の相談窓口です。 (軽自動車税に関しては長井市役所税務課が窓口です。)</p>

2. 療育手帳の交付

現在まで「知的障がい」の法律上の定義はなく、療育手帳も法制化されておりませんが、平成17年の厚生省（当時）における定義では、『知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの』と定義されています。

山形県では、3つの条件全てを満たす場合、「知的障がい者」の認定をし、療育手帳を交付しています。

- (1) 発達期（概ね18歳まで）の障がいであること。
- (2) 知的機能に障がいがあること。（標準化された知能検査で測定されたIQが概ね70以下であるか、それに相当すると臨床的に判断されるもの）
- (3) 家庭又は社会生活上の適応障がいがあること。

これらの判定は、児童相談所又は知的障がい者更生相談所にて、心理学的、社会的、医学的な臨床所見をもとに総合的な判定を行います。

障がいの程度は、知能指数（IQ）が概ね35以下の場合『A（重度障がい者）』、知能指数（IQ）が概ね36～70の場合『B（中軽度障がい者）』、と二段階に分けられています。障がいの程度により、受けられる減免やサービス等が変わります。

申請やご相談で福祉あんしん課にお越しの際や外出の際にはお持ちください。なお、以下の手続きの窓口は長井市役所福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）です。

(1) 療育手帳の交付申請

福祉あんしん課までご相談の上申請してください。申請の際は、個人票の作成のためお時間をいただきますので、時間に余裕を持ってお越しください。

必要なもの：写真（縦4cm、横3cm）、印鑑、母子手帳等成長の過程がわかるもの、IQテスト等を受けている場合は、その結果

(2) 程度の確認

療育手帳の交付を受けた後、一定期間経過後に『程度確認』の判定が必要な場合があります。1年に1回7月頃に児童相談所及び知的障がい者更生相談所が長井市に来て実施しています。

(3) 居住地の変更

住所が変わった場合は、療育手帳に記載されている住所の変更をお願いします。なお、市外に住所を移した場合は、新住所地の市町村担当課で手続きを行ってください。

必要なもの：療育手帳、新住所が確認できるもの

(4) 手帳の返還

死亡等何らかの理由で、療育手帳を使用しなくなった場合は返還が必要です。

必要なもの：療育手帳

3. 医療制度

(1) 重度心身障がい(児)者医療

- ◆利用できる方 県内に住所を有し、医療保険に加入している者で、次のいずれかに該当する方。
 - ① 療育手帳『A』の交付を受けている方
 - ② 公的年金各法の級1級の障害年金を受給している方。
 - ③ 特別児童扶養手当1級の対象となる児童。
 - ④ ①②と同等の障がいがあると認められる方。
- ◆内容 医療保険で支払う自己負担金、老人保健法による一部負担金が助成されます。所得税の有無により自己負担があります。
- ◆窓口 市民課医療・年金係（6番窓口）でご相談ください。

4. 年金・手当

(1) 障害基礎年金

- ◆請求できる方 ①20歳に達したときに障害基礎年金1級・2級の障がいの状態にある方。
②国民年金の加入期間中に初診日（注1）がある病気やけがによって、障害認定日（注2）において1級・2級の障がいの状態にある場合。ただし初診日までに加入期間の3分の2以上保険料納付期間（免除期間を含む）があること。または、初診日前の1年間に保険料未納期間がないこと。
注1：初診日・・・初めて医者にかかった日
注2：障害認定日・・・初診日から1年6か月を経過した日、又は症状が固定した日

※障害認定日に障害の状態が障害等級表の1級・2級に該当しなかったため、障害基礎年金を受けられなかった人が、その後65歳に達する日の前日までに2級以上に該当したときは、請求を行った翌月分から障害基礎年金が受けられます。

- ◆窓口 国民年金については長井市市民課医療・年金係（6番窓口）（☎82-8007）でご相談ください。
厚生年金については米沢年金事務所のご協力により、市内での年金相談会を年4回行っています。

(2) 特別障害者手当

- ◆利用できる方 著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方で、次のいずれにも該当する方。
 - ①病院・診療所に3か月以上入院していないこと
 - ②施設等に入所していないこと
 - ③本人と扶養義務者の所得が一定の額を超えていないこと
- ◆窓口 長井市子育て推進課（15番窓口）

(3) 障害児福祉手当

- ◆利用できる方 在宅の重度の障がい児（20歳未満）で、日常生活において常時の介護を必要とし、次のいずれにも該当する方。
 - ①施設(児童施設、知的障害者援護施設等)に入所していないこと
 - ②本人と扶養義務者の所得が一定の額を超えていないこと
 - ③障害を支給事由とする公的年金給付を受給していないこと 等
- ◆窓口 長井市子育て推進課（15番窓口）

(4) 特別児童扶養手当

- ◆利用できる方 20歳未満で別に定める障がいがあると認められた児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって養育している方。ただし、次に該当する方は資格がなくなります。
 - ① 障がい児が児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたとき
 - ② 〃 障がいのために公的年金を受けるとき
 - ③ 〃 日本国内に住所がなくなったとき
 - ④ 養育者が父または母の場合は、監護しなくなったとき
 - ⑤ 障がい児を養育しなくなったり、別居したとき
- ◆窓口 長井市子育て推進課（15番窓口）

(5) 心身障害者扶養共済

- ◆利用できる方 障がい者を扶養している方
- ◆内容 毎月掛け金を払い込み、加入者が死亡、または重度障がいと認められたときに障がい者に対し、年金（1口当たり月額20,000円）が支給されます。
- ◆窓口 長井市福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

5. 日常生活用具

(1) 日常生活用具の給付

- ◆利用できる方 療育手帳の交付を受けている方で、市長が必要と認めた方。
- ◆内容 重度の障がい者が日常生活での不便を解消し、自立した生活を営むことができるように必要な道具を給付・貸与します。ただし介護保険により同様のサービスが受けられる場合は介護サービス優先になります。
 - ◎日常生活用具の例 特殊マット・特殊便器・頭部保護帽 等
- ◆費用 原則1割負担ですが、世帯の市民税課税状況・収入状況に応じて負担上限額があります。
- ◆窓口 長井市福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

6. 障害者総合支援法による障害福祉サービス

◆利用できる方

療育手帳の交付を受けている方、または同等の障がい有する方。

なお、介護サービスにより同様のサービスを利用できる方は介護保険が優先します。

◆サービスの種類

介護給付と訓練等給付があります。

また、年齢や障がい等の条件によっては利用できない場合があります。

◆介護給付について

サービス種類	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆訓練等給付について

サービス種類	内容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種類	内容
就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般企業等へ移行した障がい者について、3年間にわたり就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援の提供を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助の提供を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が、地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、食事や掃除、洗濯等、自立した日常生活を営む上での課題を把握し、助言・相談、関係機関との連絡調整等の必要な支援の提供を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等で、単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

◆基本的な仕組み

1. 申請	利用したいサービスを福祉あんしん課に申請します。
2. 障害支援区分認定調査	担当調査員が障害の程度や生活状況などを聞き取ります。
3. 審査会	認定調査の結果や医師の意見書などにより障害支援区分の審査を行います。
4. 障害支援区分の認定	障害支援区分認定結果を通知します。
5. サービス利用意向聴取	利用したいサービス等について具体的に聞き取ります。
6. 支給決定	利用できるサービスの種類や内容について決定します。
7. 契約	サービスを提供する事業所（施設）と障害者（又は保護者）が契約をします。
8. サービスの利用	サービスの利用開始となります。

※障害児のサービス利用や訓練等給付の場合、3・4は省略されます。

※特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画の提出を求める場合があります。

◆特定相談支援事業者

長井市には以下の3か所の特定相談支援事業所があります。

- ・サポートセンター おきたま
(長井市台町4-24 ☎88-5357)
- ・医療法人杏山会 ライフサポート杏の里
(長井市成田1888-1 ☎87-8008)
- ・特定非営利活動法人 あゆむ
(長井市清水町一丁目8番1号 ☎87-8888)

◆費用の自己負担

サービスを利用した場合、原則1割を利用者が負担することになりますが、世帯の市民税課税状況により負担上限額が設定されます。(食材料費などの実費負担が別途生じる場合があります。)

◆事業者(施設)の選択

利用者は、都道府県(又は市町村)から指定を受けた事業者(施設)の中から事業者(施設)を選ぶことができます。サービスの種類や障害の程度、その他の理由によりあらかじめ事業者(施設)の調査を受けたり、サービス利用まで待機をしていただくことがあります。

◆障害福祉サービス事業者

長井市の方の利用実績が多いサービスの種類、事業所を掲載しました。

☛居宅介護

事業所名	所在地等	電話
長井市社会福祉協議会	長井市館町北6番19号	88-3711
ライフサポート杏の里	長井市成田1878番地2	87-8008
ニチイケアセンター西米沢	米沢市成島町2丁目1番110-16号	37-0725

☛短期入所

事業所名	所在地等	電話
しおり	川西町大字下小松2045-20	46-3100
ひめゆり寮	川西町大字下小松2045-20	46-3102
まつのみ寮	川西町大字下小松2045-20	46-3103
栄光園	米沢市万世町梓山5493-1	28-9446
白鷹陽光学園	白鷹町大字山口408	85-3030
やまなみ学園(児童のみ)	長井市今泉1812	88-9311

●生活介護

事業所名	所在地等	電話
すぎな	長井市森654	88-2079
だいまち	長井市台町4-24	84-8411
白鷹陽光学園	白鷹町大字山口408	85-3030
希望が丘デイサポートまつかぜ	川西町大字下小松2045-20	42-5158

●就労継続支援B型

事業所名	所在地等	電話
すぎな	長井市森654	88-2079
せせらぎの家	長井市成田1026-1	84-2897
だいまち	長井市台町4-24	84-8411

●入所施設

事業所名	所在地等	サービスの種類
こだま寮	川西町大字下小松2045-20	46-3100
ひめゆり寮	川西町大字下小松2045-20	46-3102
まつのみ寮	川西町大字下小松2045-20	46-3103
あさひ寮	川西町大字下小松2045-20	42-4164
しらさぎ寮	川西町大字下小松2045-20	46-3101
栄光園	米沢市万世町梓山5493-1	28-9446
松風園	米沢市万世町梓山5494-1	28-7710
白鷹陽光学園	白鷹町大字山口408	85-3030

◆窓口

福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）でご相談ください。

※長井市内の障害福祉サービス事業所は22ページをご覧ください。

7. 障害児通所支援

◆利用できる方

障害者手帳の有無は問わず、療育を受けなければ福祉が損なわれるおそれがある児童

◆サービスの種類

サービス種類	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能機能の付与、集団生活への適応訓練必要な支援の提供を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童につき、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等必要な支援の提供を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にある障がい児であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児等につき、当該施設に訪問し、当該施設における集団生活への適応のための専門的な支援の提供を行います。

◆基本的な仕組み

1. 申請	利用したいサービスを福祉あんしん課に申請します。
2. 調査	担当者が障がいの種類や程度、利用したいサービス等について具体的に聞き取り調査します。
3. 障害児支援利用計画案の作成	指定障害児相談支援事業所でサービスをどのように、どのくらいの頻度で利用するか等の利用計画案を作成し、市に提出します。
4. 支給決定	利用できるサービスの種類や内容について決定します。
5. 障害児支援利用計画の作成	サービス事業所等と連絡調整を行い、実際に利用するサービス等の利用計画を作成します。
5. 契約	サービスを提供する事業所（施設）と保護者が契約をします。
6. サービスの利用	サービスの利用開始となります。

◆指定障害児相談支援事業所

長井市には以下の3か所の指定障害児相談支援事業所があります。

- ・サポートセンター おきたま

(長井市台町4-24 ☎ 88-5357)

・医療法人杏山会 ライフサポート杏の里
 (長井市成田1878-2 ☎87-8008)

・特定非営利活動法人 あゆむ
 (長井市清水町一丁目8番1号 ☎87-8888)

◆費用の自己負担

サービスを利用した場合、原則1割を利用者が負担することになりますが、世帯の市民税課税状況により負担上限額が設定されます。

◆事業者の選択

都道府県から指定を受けた事業者の中から事業者を選ぶことができます。サービスの種類や障害の程度、その他の理由によりあらかじめ事業者の調査を受けたり、サービス利用まで待機をしていただくことがあります。

◆障害児通所支援事業者

長井市の方の利用実績が多いサービスの種類、事業所を掲載しました。

●●児童発達支援

事業所名	所在地等	電話
長井市すみれ学園	長井市清水町一丁目5番26号	88-4226
米沢市立ひまわり学園	米沢市中央六丁目1-45	21-1330
あゆむ	長井市清水町一丁目8番1号	87-8888

●●医療型児童発達支援

事業所名	所在地等	電話
山形県立こども医療療育センター	上山市河崎三丁目7番1号	023-673-3366

●●放課後等デイサービス

事業所名	所在地等	電話
POCCOながい	長井市屋城町5番15号	87-0534
あゆむ	長井市清水町一丁目8番1号	87-8888
児童デイサービスぶれ	高畠町大字竹森506-13	52-5679
POCCOしらたか	白鷹町大字滝野3116-7	87-0796
あおいそら	米沢市林泉寺2丁目10番21号	26-1170

◆窓口

福祉あんしん課生活支援係(14番窓口)でご相談ください。

※長井市内の障害福祉サービス事業所は22ページをご覧ください。

8. その他の在宅福祉

(1) 日中一時支援事業

- ◆利用できる方 在宅の障がい（児）者で市長が必要と認めた方。
- ◆内容 障がい者を介護している方が、疾病、事故、冠婚葬祭等のため障害者の介護が困難になった時などに、障がい者が日帰りで施設を使用します。
- ◆費用 原則5%負担ですが、世帯の課税状況、収入状況により負担上限が設けられています。
- ◆窓口 長井市福祉あんしん課（14番窓口）

☞日中一時（日帰り）支援事業所（※は児童のみ、◇は者のみ利用可能）

事業所名	所在地等	電話
すぎな◇	長井市森654	88-2079
やまなみ学園※	長井市今泉1812	88-9311
希望が丘しおり	川西町下小松2045番地の20	46-3100
希望が丘あさひ寮	川西町下小松2045番地の20	42-4164
希望が丘まつのみ寮	川西町下小松2045番地の20	46-3101
しょうがい者支援施設 松風園	米沢市万世町梓山5494-1	28-7710
山形県立こども医療療育センター	上山市河崎三丁目7番1号	023-673-3366

(2) 障がい者配食サービス事業

- ◆利用できる方 療育手帳の交付を受けている方で、同居する方が料理することが困難で、かつ障がいのため自ら調理することが困難な方
- ◆内容 週2回配食サービスを受けることができます。自己負担があります。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

9. 交通・移動

(1) JR運賃割引

- ◆利用できる方 療育手帳の交付を受けている方と介護者の方は、下記の場合に乗車料等が割引になります。
- ◆内容
 - ①療育手帳『A』の交付を受けている方が利用する場合。
 - ・介護者と一緒に利用する場合。
本人と介護者の普通乗車券（距離数制限無し）、定期乗車券、急行券、回数乗車券が5割引になります。
 - ・単独で利用する場合。
片道100Kmを超える場合、本人の普通乗車券が5割引になります。
 - ②療育手帳『B』の交付を受けている方が利用する場合。
 - ・介護者と一緒に利用する場合。
片道100Kmを超える場合、本人の普通乗車券が5割引になります。
障がい者が12歳未満の場合、介護者の定期乗車券が5割引になります。
 - ・単独で利用する場合。
片道100Kmを超える場合、本人の普通乗車券が5割引になります。
- ◆ご利用方法 JR乗車券販売窓口で療育手帳を提示し、直接お申し込みください。

(2) 有料道路通行料金の割引

- ◆利用できる方 療育手帳『A』の交付を受けている方を乗せて同一世帯の介護者が運転する場合。
- ◆内容 日本道路公団及び都道府県道路公社所管の有料道路を走る場合、通行料金が5割引になります。療育手帳を提示し料金所で割引を受けます。
(ETCの利用も可能です)
- ◆手続 療育手帳に割引対象者であることの記載を行いますので、車検証、運転する方の運転免許証及び療育手帳をご持参ください。
- ◆窓口 長井市福祉あんしん課（14番窓口）

(3) 航空運賃の割引

- ◆利用できる方
 - ①療育手帳の交付を受けている12歳以上の方。
 - ②療育手帳を所持している12歳以上の方とともに旅行する介護者1名。
- ◆内容 普通大人片道運賃の25%相当額が割引されます。
- ◆ご利用方法 航空券販売窓口で手帳を提示して購入してください。
航空会社により制度が異なりますので航空券購入窓口でお尋ねください。

(4) 山形交通・庄内交通のバス運賃の割引

- ◆利用できる方 療育手帳の交付を受けている方。
- ◆内容 運賃が5割引になります。療育手帳『A』所持者の場合は、介護者1名も5割引になります。
- ◆ご利用方法 運賃支払いの際、手帳を提示してください。
※尚、各バス会社の規定により割引が実施されますので、詳細は各バス会社にお問い合わせください。

(5) タクシー料金の割引

- ◆利用できる方 療育手帳の交付を受けている方。
- ◆内容 料金が1割引になります。
- ◆ご利用方法 乗車時に療育手帳所持者である旨を告げ、料金支払い時に手帳を提示する必要があります。

(6) タクシー助成券の交付

- ◆利用できる方 次の①～③の条件すべてに該当される方。
 - ①療育手帳Aの交付を受けている方。
 - ②市民税非課税の方
 - ③自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方。
- ◆内容 タクシー初乗料金の助成券を交付します。料金支払い時、療育手帳の提示とともに、助成券を提出してください。非課税世帯に属する方は24枚（1枚630円）、課税世帯に属する方は12枚が交付されます。
- ◆手続 療育手帳をお持ちのうえ、お手続きください。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(7) 自動車燃料費の助成

- ◆利用できる方 次の①～②のいずれかに該当される在宅の方。
 - ①身体障害者手帳1級又は2級（総合等級）の交付を受け、かつ療育手帳Aの交付を受けている重複障がいの方。
 - ②医療的ケア児
- ※①該当される方は、自動車又は軽自動車の減免を受けていること。（当該障がい者・児の利用のために生計を一にする方が所有する自動車の減免を含む。）
- ◆内容 タクシー券の交付を受けている方は対象外です。
自動車燃料費を助成します。年間上限6,000円（1回）
- ◆手続き 障がい等がわかる書類、自動車税又は軽自動車税の減免決定通知書等（医療的ケア児は除く）、領収書、お振込み先の通帳をお持ちのうえお手続きください。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(8) 市営バス

- ◆利用できる方 療育手帳の交付を受けている方。
- ◆内容 バス利用の際、療育手帳の提示により利用料金が免除になります。
- ◆ご利用方法 運賃支払いの際、療育手帳を提示してください。

(9) 障がい者等移動支援事業

- ◆利用できる方 ①療育手帳Aの交付を受けている方。
②障がい児。
③特定の障がい福祉サービスを利用している方のうち、療育手帳の交付を4受けている方で、移動サービスがなければ、通所サービスの利用に支障が生じると認められる方。
- ◆内容 社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のためにタクシー又は特殊車両で送迎します。(一部自己負担があります。)
- ◆手続 事前に登録と予約が必要です。詳細は窓口にお問い合わせください。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係(14番窓口)

10. スポーツ・レクリエーション

(1) 山形県障がい者スポーツ協会

- ◆実施事業 障がい者スポーツの振興、普及、競技力の向上のため次の事業を行っています。
①競技力向上推進事業
②全国障害者スポーツ大会選手団派遣
③普及拡大事業
④スポーツ指導員養成事業
- ◆窓口 山形県障がい者スポーツ協会事務局
山形市大字大森385(山形県身体障害者福祉会館内)
☎023(686)4084

(2) 在宅心身障害児者 保養訓練センター「まつかぜ荘」

- ◆利用できる方 在宅で心身に障がいのある方やその家族等。
- ◆内容 在宅で心身に障がいのある方やその家族のために保養、訓練、交流の場として設立されました。障がい者及び付き添いの方は低料金で利用ができます。また、利用される方々のご要望に応じて、地域福祉支援センターが活動等の支援を行っています。
- ◆施設の概要 定員60名(宿泊50名)
和室、ホール、会議室、食堂、売店、理容室、浴室等
- ◆窓口 山形県在宅心身障害児者保養訓練センター まつかぜ荘
(川西町大字下小松2045-20)
☎利用:0238-42-5158
☎宿泊:0238-42-5157

1 1 . 公共料金割引・税の減免

(1) NHK放送受信料の減免

- ◆利用できる方 全額免除・知的障がい児・者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除・知的障がい児・者が世帯主で受信契約者の世帯
- ◆手続 福祉あんしん課で証明を受けて、NHK山形放送局営業部に送付してください。
- ◆窓口 長井市福祉あんしん課（14番窓口）

(2) 自動車税（軽自動車税及び自動車取得税）の減免（一人につき一台のみ。）

- ◆利用できる方 下記の①②のいずれかに該当し、療育手帳『A』の交付を受けた方
①知的障がい児・者またはその家族が所有する自動車専ら知的障がい者の通学、通院等のために家族が運転する自動車。
②知的障がい者のみの世帯の知的障がい者が所有する自動車専ら知的障がい者の通学、通院等のために介護者が運転する自動車。
- ◆内容 自動車税、軽自動車税、自動車取得税が全額免除になります。
- ◆手続 自動車税納税通知書、印鑑、療育手帳、運転免許証、自動車検査証を持参のうえ、置賜総合支庁置賜税務課西置賜税務室で納期内に手続きをしてください。
- ◆窓口 置賜総合支庁置賜課税課西置賜税務室（自動車取得税は村山総合支庁課税課分室に、軽自動車税は長井市役所税務課）にご相談ください。

(3) 所得税、個人市民税の障害者控除

- ◆内容 納税者本人または控除対象配偶者や扶養親族のうちに療育手帳の交付を受けた者がいるときは、所得から一定の金額が差し引かれます。
※障害者控除の適用につきましては、税により異なりますので、詳しくは各税担当窓口にご相談ください。
- ◆窓口 所得税については税務署に、個人市民税については長井市役所税務課にご相談ください。なお給与所得者で所得税の年末調整を受ける場合は、職場の給与担当者が窓口となります

(4) 相続税の障害者控除

- ◆内容 療育手帳の交付を受けた方が相続をする場合、税額の控除が受けられます
詳しくは税務署（☎84-1810）にご相談ください。

12. 保 育・教 育

(1) 児童センター

児童に健全な遊びの場を与えて、児童の健康を増進し情操を豊かにすることを目的として、市内6か所に設置されています。(中央児童センターは学童クラブのみです。)

- ◆窓口 長井市子育て推進課(子育て推進課7番窓口)
入園申込は翌年4月からの入園分は10～11月。他は随時。
※ 障がい児の方も入所可能ですが、施設の実状により入所ができない場合もありますので、事前にご相談ください。
- ◆施設の所在地
- | | | |
|-----------|----------------|----------|
| 致芳児童センター | 長井市五十川2316 | ☎88-2443 |
| 西根児童センター | 長井市草岡322 | ☎88-2607 |
| 平野児童センター | 長井市九野本3183-1 | ☎84-6855 |
| 伊佐沢児童センター | 長井市中伊佐沢1256-20 | ☎88-2425 |
| 豊田児童センター | 長井市歌丸2475 | ☎88-9021 |

(2) 保育園

長井市に住む保護者の方が、就労または疾病等により児童を家庭で保育できない場合に、保護者の委託を受けて保育をします。

- ◆窓口 長井市子育て推進課(15番窓口)
入所申込は翌年4月からの入園分は10～11月。他は随時。
※ 障害児の方も入所可能ですが、施設の実状により入所ができない場合もありますので、事前にご相談ください。
- ◆施設の所在地
- | | | | |
|-----------|----------------|----------|---------------|
| ◇はなぞの保育園 | 長井市清水町一丁目24-5 | ☎84-1474 | ・対象児童：4か月～5歳児 |
| ◇白ゆり保育園 | 長井市十日町二丁目4-13 | ☎84-1657 | ・対象児童：4か月～5歳児 |
| ◇星の子保育園 | 長井市館町北9-45 | ☎88-3767 | ・対象児童：45日～2歳児 |
| ◇おひさま保育園 | 長井市花作町10-27-31 | ☎88-2362 | ・対象児童：2か月～1歳児 |
| ◇白山こども園 | 長井市館町南16-18 | ☎84-6096 | ・対象児童：2か月～5歳児 |
| ◇長井めぐみ幼稚園 | 長井市屋城町6-58 | ☎87-0312 | ・対象児童：3か月～5歳児 |
| ◇小桜幼稚園 | 長井市中道一丁目7-5 | ☎88-1745 | ・対象児童：3歳～5歳児 |

(3) 学童クラブ

就労等の理由により昼間保護者がいない児童を対象に、放課後や休校日、土曜日の遊びや生活の場所として学童クラブを設置・運営し、児童の健全な育成と仕事と子育ての両立支援を図っています。

- | | |
|----------------------|---------------|
| ・中央学童クラブ（南：中央児童センター） | 長井市館町北6—19 |
| （北：長井小学校） | 長井市ままの上5-2 |
| ・致芳児童クラブ（致芳児童センター） | 長井市五十川2316 |
| ・西根学童クラブ（西根小学校内） | 長井市草岡375 |
| ・平野学童クラブ | 長井市九野本3118-1 |
| ・豊田学童クラブ | 長井市歌丸990-2 |
| ・伊佐沢学童クラブ | 長井市上伊佐沢1963-3 |

(4) 米沢養護学校

知的障害児に対して、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、自立に必要な知識技能を指導することを目的としています。寄宿舎を利用することができます。

- ◆施設の所在地
- 本校：米沢市太田町4丁目1番102号
☎0238-38-6100
- 長井校：長井市歌丸976番地（豊田小学校内）
☎88-5277
- 分教室：長井市今泉1812番地（やまなみ学園内）
☎88-9118
- 西置賜校：長井市幸町9番17号（県立長井工業高等学校内）
☎84-5520
- ◆窓口
- ・在学中の方は、在学中の学校
 - ・就学前の方は、長井市教育委員会学校教育課 82-8024
- ◆その他
- ①子どもたちの望ましい発達を援助するために、障がいや発達、日常生活全般、就学に関する事等、総合的な相談に応じています。詳しくは米沢養護学校に直接ご相談ください。
 - ②家庭の実状に応じて、交通費、寄宿費、修学旅行費等の補助を行う『就学奨励費』制度があります。詳しくは米沢養護学校に直接ご相談ください。

(5) 特別支援学級

- 学校教育法に基づき小学校、中学校等で障害等の理由で教育上特別の支援を必要とする児童・生徒の障がいに応じた教育を行います。普通学校で教育を受けることが適当とされた比較的軽度の障がいをもつ児童・生徒を対象としています。

- ◆窓口 長井市教育委員会学校教育課（☎82-8024）でご相談ください。

(6) にこにこ相談

児童の『心』と『からだ』のすこやかな成長を支援するため、山形県教育委員会が県内各地で実施しています。児童のことで「目の見え方や、耳の聞こえ方が心配だ」「ことばが遅れているようだ」「発音や、話し方がはっきりしない」「手足や体を自由に動かせないようだ」「知的な面に遅れがあるようだ」「ぜんそくがあり、体が弱い」「絶えず動き回り、じっと

してられない」「乱暴なことば遣いや激しい行動がある」「学校教育に関して心配していることがある」といった心配のある場合は、是非ご相談ください。継続して相談が受けられます。

- ◆窓口 長井市教育委員会学校教育課（☎ 8 2 - 8 0 2 4）にご相談ください。
(または、山形県教育センター ☎ 0 2 3 - 6 5 4 - 6 0 6 0)
- ◆実施日 県内7会場でそれぞれ年4回開催されます。

13. 就 労

(1) 職業紹介

- ◆利用できる方 一般企業に就労可能な知的障がい者。
- ◆内容 専門の担当官が職業相談、職業紹介、訓練及び就職後の定着指導等一貫したサービスを行っています。
- ◆窓口 長井公共職業安定所（☎ 8 4 - 8 6 0 9）へご相談ください。

(2) 福祉的就労

- ◆内容 就労移行支援、就労継続支援A、就労継続支援Bがあります。障害者総合支援法による障害者福祉サービスです。詳しくは【P5～8】をご覧ください。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(3) 山形障害者職業センター

- ◆利用できる方 公共職業安定所（ハローワーク）からの紹介を受けた方。
- ◆内容 各種相談業務、職業適性検査、職業評価、職業準備訓練、職業準備講習
職域開発援助事業、その他事業主からの相談も受けています。
- ◆所在地 山形市小白川2-3-68
山形障害者職業センター（☎ 0 2 3 - 6 2 4 - 2 1 0 2）
- ◆窓口 長井公共職業安定所（☎ 8 4 - 8 6 0 9）

(4) 職場適応訓練

- ◆利用できる方 知的障がい者で職業安定所長の受講指示のあった方。
- ◆内容 訓練終了後、事業所から引き続き雇用してもらうことを前提として、事業主に対しては委託費を、訓練を受ける障がい者に対しては訓練手当の支給を受けながら、障がい者に適した作業訓練を実地に受けることができます。
- ◆窓口 長井公共職業安定所（☎ 8 4 - 8 6 0 9）

(5) 職親制度

- ◆利用できる方 知的障がい者で知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた方。
- ◆内容 知的障がい者の自立更生を図るために、知的障がい者が一定期間職親にお世話になり、生活指導を受け、雇用の促進と職場における定着性を高めます。
- ◆窓口 長井市福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(6) サポートセンターおきたま（置賜障害者就業・生活支援センター）

- ◆利用できる方 知的障がい者で就業について相談したい方。
- ◆内容 自身では就職活動が困難な障がい者からの相談に応じ、一連の支援を行います。
- ◆連絡先 長井市台町4番24号（☎88-5357）

14. その他の制度

(1) 生活福祉資金の貸付制度

- ◆利用できる方 下記のいずれかに該当する方
 - ・療育手帳の交付を受けた方の属する世帯で、世帯の収入が一定基準以下の世帯
 - ・低所得世帯または高齢者世帯で、世帯の収入が一定基準以下の世帯
 - ・生活保護世帯
- ◆内容 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目的とした生活支援を基に、無利子または低利子で資金の貸付を行う制度です。
- ◆窓口 長井市社会福祉協議会（長井市館町北6-19 ☎88-3711）

(2) 成年後見人制度

- ◆利用できる方 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方
- ◆内容 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人々が一方的に自分に不利な契約を結ばないように、一定の決められた人が本人の不十分な判断能力を補い、保護する制度です。障がい者の判断能力の程度によって、不十分さが最も軽い人を対象とするのが『補助』、次いで『保佐』、そして『後見』となります。『後見人』は、対象となる障害者本人の法律行為（契約等）の取消権や、財産に関するすべての法律行為の代理権を有します。
また、成年後見制度を利用する人を支援する制度もあります。
- ◆窓口 長井家庭裁判所でご相談ください。
長井市四ツ谷一丁目7番20号 ☎88-2073
※司法書士の方が手続きを代行（有料）します。ご相談ください。

(3) 地域福祉権利擁護事業

- ◆利用できる方 障がい等（認知症含む）により判断能力が不十分な人
- ◆内容 認知症、知的、精神等の障がいによって、判断能力が一定程度あるが十分でない人を対象に、金銭の管理、書類の預かり等の日常の地域生活の援助を提供します。
 - ◎福祉サービスの利用援助
 - ・福祉サービスに関する情報の提供と相談
 - ・福祉サービスの申し込みや契約の代行や利用料金の支払い
 - ・福祉サービスに対する苦情を解決するための手続き
 - ◎日常の金銭管理サービス
 - ・年金、福祉手当等の受領手続き
 - ・医療費、税金、公共料金等の支払い
 - ・日用品の購入と、代金の支払い
 - ・日常の預貯金の出し入れ
 - ◎通帳、証書、印鑑などの預かりサービス
 - ・年金証書、預金通帳、保険証書、不動産権利証書、実印、等
- ◆窓口 長井市社会福祉協議会（☎ 88-3711）

(4) 避難行動要支援者の支援制度

- ◆利用できる方 療育手帳Aを所持しており、災害時の方の避難することが困難な方
- ◆内容 希望者の方の名簿情報を避難支援者等（地区長、自主防災組織、民生委員の方）へ提供し、災害に備え避難支援体制等の整備をします。
- ◆窓口 長井市総務課危機管理室（長井市栄町1番1号 ☎ 82-8002）

15. その他のサービス

(1) NPO法人 まごころサービス長井

市民の参加と協力を得て、会の理念である「思いやりとまごころ」をもとに、在宅老人や、障害者、困難を抱えている家庭等お手伝いを受けたい方（利用者）とボランティア精神をもってお手伝いできる人（協力会員）がともに会員となって有償で助け合うことを目的としています。

- ◆利用できる方 一人暮らし老人や障がい者の方、病気のため手伝ってもらうことにより、自立した生活ができる方
- ◆サービス内容 給食（弁当の宅配）、散歩の介助等
- ◆利用料金 1時間あたり600円。給食（弁当の宅配）は1食当たり400円です。
※詳しくは直接お問い合わせください。
- ◆年会費 利用するときは、会員となる必要があります。
年会費 利用会員 500円

◆連絡先 長井市館町北6番19号(老人福祉センター内)
☎84-6848

(2) NPO法人『さわやかサービス』

長井市及び長井市の周辺にお住まいの高齢者(介護認定を受けている方または同程度の方)や障がいをお持ちの方の生活をお手伝いいたします。

◆サービス内容 通院等送迎、家事援助等

◆利用料金

送迎	1. 5 Kmまで	300円
	3 Kmまで	500円
	5 Kmまで	700円
	9 Kmまで	1,000円
	14 Kmまで	1,300円
	20 Kmまで	1,500円
家事援助	概ね1時間当たり	1,000円

◆年会費 利用するときは、会員となる必要があります。

年会費 利用会員 2,000円

◆連絡先 長井市大町13番3号(好人荘201号)
☎84-2076 Fax84-2650

16. 手をつなぐ育成会、その他の団体

(1) 長井・飯豊手をつなぐ育成会

長井・飯豊町の地域内で生活する知的障がい児・者及びその家族の福祉の増進と福祉に係わる人の意識向上を図るとともに知的障がい者に対する理解と保護の念を啓発するために昭和49年5月に会則を定め組織されました。

会員相互の交流を図るとともに、各種研修会の企画開催、関係団体・機関と話し合いを持ちながら、障がい者福祉の増進を推し進めています。

◆連絡先 〒993-0011
長井市館町北6番19号 長井市社会福祉協議会内
☎88-3711 Fax88-3712

(2) あゆむ

障がい児の保護者が中心となって、会員相互のコミュニケーションを図り、研修や情報交換などの活動を行っています。活動の趣旨に賛同する方はどなたでも入会できます。

◆名称 特定非営利活動法人 あゆむ
◆年会費 1,000円
◆事務局 〒993-0054
長井市清水町一丁目8番1号
☎87-8888 Fax87-8878

17. 指定障害福祉サービス事業所及び

指定障害児通所サービス事業所（市内）

令和3年9月1日現在

名 称	所 在 地	電 話 番 号	サービス種類		
			種類1	種類2	種類3
ライフサポート杏の里	993-0075 長井市成田1878番地2	87-8008	居宅介護	重度訪問	就労B
長井市社会福祉協議会 障害者等指定居宅介護事業所	993-0011 長井市館町北6番19号	88-3711	居宅介護	重度訪問	
ケアサービスさくら	993-0042 長井市平山字渡り2783番地4	84-5050	居宅介護	重度訪問	
だいまち	993-0016 長井市台町4番24号	84-8411	生活介護	就労B	
福祉支援センターすぎな	993-0073 長井市森字和合654番地	88-2079	生活介護	就労B	
やまなみ学園	993-0033 長井市今泉1812番地	88-9311	短期入所	福祉型障害 児入所支援	
泉荘短期入所事業所	993-0033 長井市今泉1812番地	88-9211	短期入所		
障がい福祉サービス事業所 せせらぎの家	993-0075 長井市成田1026番地1	84-2897	就労B		
フラワーほっと	993-0084 長井市栄町1番1-1号	84-0996	就労B		
ライフサポート杏の里 就労継続支援B型事業所	993-0075 長井市成田1878番地2	87-8008	就労B		
ライフサポート杏の里 第2就労継続支援B型事業所	993-0075 長井市成田1728番地2	87-8008	就労B		
希望が丘西おき第1ホーム	993-0082 長井市舟場26番29号	87-1707	共同生活援助		
希望が丘西おき第2ホーム	993-0016 長井市台町4番24号		共同生活援助		
希望が丘西おき第3ホーム	993-0075 長井市成田1389番地	88-2147	共同生活援助		
希望が丘西おき第4ホーム	993-0031 長井市泉2110番地	88-5111	共同生活援助		
泉荘共同生活事業所	993-0033 長井市今泉1812番地	88-9211	共同生活援助		
グループホーム しゃくなげ寮	993-0073 長井市森250番地120	87-3171	共同生活援助		
障がい者グループホーム アプリコットハウス	993-0075 長井市成田1728番地1	87-0100	共同生活援助		
グループホームあいらす	993-0082 長井市舟場26番28号	87-8260	共同生活援助		
おきたま	993-0016 長井市台町4番24号	88-5357	計画相談	障害児相談	
医療法人杏山会ライフ サポート杏の里	993-0075 長井市成田1878番地2	87-8008	計画相談	障害児相談	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	サービス種類		
			種類 1	種類 2	種類 3
障害児相談支援事業所あゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目8番1号	87-8888	計画相談	障害児相談	
長井市すみれ学園	993-0054 長井市清水町一丁目5番26号	88-4226	児童発達 支援		
児童発達支援センターあゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目8番1号	87-8888	児童発達 支援	保育所等 訪問	
放課後等デイサービスあゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目8番1号	87-8888	放課後等デイ サービス	保育所等 訪問	
POCCOながい(ぼこながい)	993-0002 長井市屋城町5番15号	87-0534	放課後等デイ サービス		

NAGAI
TENNENSUI
100%

